

## 年休失効

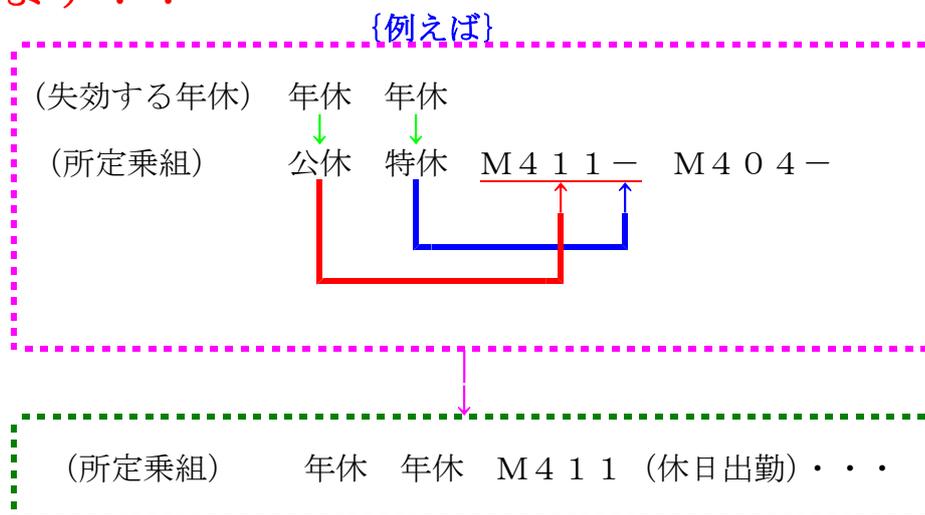
# Limit 2ヶ月！

いよいよ、今年度も残すところ2ヶ月となりました。  
ところが、今年度の年休が消化出来ない、或いは出来そうにない乗務員が、存在しています。

2018年10月から、年休が大量に発給されはじめました。言うまでもありませんが、大谷川さん年休裁判のおかげといえます。会社は、この裁判を無視できず、年休を大量に発給させ、その影響で、ユニオンと結んだ36協定を「渡りに船」として「本人の同意なき一方的な休日出勤指定」を復活させました。

しかし、休日出勤させても年休消化できない状況は、ハッキリしています。

※そこで、この年休を失効させない、又は最小限に収める方法があります！！



年休を失効しそうな乗務員に、所定乗組月の公休・特休に年休を充当し、本人の同意を得た上で、他の出勤予定日（例ではM4 1 1行路）に年休に代えた公休・特休を入れ、「休日出勤」として勤務処理すれば解決します。他の要員を使わずして、年休消化が実現します！

会社は、是非年休を失効させないよう早急に試してみてくださいはどうか？

*Let's Try!!*